

一般財団法人 犬猫生活福祉財団
譲渡活動事業実施要綱

制 定 日	2022年7月21日
施 行 日	2022年7月21日

譲渡活動事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般財団法人犬猫生活福祉財団（以下「当法人」という。）定款第4条第1項第1号所定の動物の保護及び譲渡活動事業に関し、当法人が行う同事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(事 業)

第2条 当法人は、適切な福祉環境下でない犬猫の発生を防ぎ、犬猫が適切な福祉環境下で飼育され、犬猫の福祉と公衆衛生の向上を図る見地から、犬猫の譲渡活動事業及びこれに付随する事業を行うものとする。

(譲渡動物)

第3条 当法人は、当法人が設置運営する保護シェルターにおいて保護されている犬又は猫（以下「譲渡動物」という。）を対象として、譲渡活動を行う。

(譲渡対象者)

第4条 譲渡は、譲渡動物を一般家庭等において終生飼養するために譲渡を希望し、別表に掲げる要件をすべて満たす者に対して行う。

(里親希望者への譲渡手続)

第5条 譲渡動物の譲渡を希望する者が、当法人から譲渡を受けようとするときは、当法人のウェブサイトに設置された申込フォーム等から、希望する譲渡動物の指定その他当法人が求める事項を記載等した上で、これを申し込むものとする。

2 当法人は、前項の申込者（以下「里親希望者」という。）とその希望する譲渡動物とのマッチングその他里親希望者が譲渡動物の飼養に適した者か否かにつき書面上の審査を行った上で、同審査に合格した者に対し、譲渡動物と直接面会する機会を与える。

3 前項の面会を経た後、里親希望者が譲渡動物の譲渡を希望するときは、里親希望者は、別に定める様式による「トライアル申込書」を当法人に提出することにより、譲渡を前提とした譲渡動物の「トライアル」を申し込むことができる。

4 前項の申込みを受けたときは、里親希望者が譲渡動物の譲渡を受ける適格性を有するか否か、譲渡動物の適切な飼養が確保されるか否か等につき審査を行い、当該申込みを承諾するか否かを決定し、当該里親希望者に対してその結果を通知する。

5 「トライアル」の期間は、譲渡動物が里親希望者に引き渡された日から、原則として14日間とする。この場合において、里親希望者は、譲渡動物の引き渡しを受ける際に、別に定める様式による「譲渡誓約書」を当法人に提出しなければならない（以下、譲渡動物の引き渡

しを受け、「譲渡誓約書」を提出した里親希望者を「里親」という。)

- 6 「トライアル」期間中において、里親において譲渡動物の適切な飼養を行うことができない等の「トライアル」の継続が不相当と認められる事情が生じたときは、「トライアル」の実施を中止し、譲渡動物の返還を求める。

(里親希望者への事前説明)

第6条 当法人は、里親希望者に対して、適正な飼養が行われるよう、前条第5項の譲渡動物の引き渡しが行われる際に、当該譲渡動物の健康状態、しつけ・行動の状態、種ごと・品種ごとの習性等の特性及び状態に関する情報について、書面を交付するなどして説明するものとする。

(譲渡費用)

第7条 里親は、譲渡動物の譲渡に要する費用を支払うものとし、その額、支払時期、支払方法等は、理事長が別に定める。

(責 務)

第8条 里親は、第5条第5項の「譲渡誓約書」に記載された義務を履行しなければならない

(細 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、譲渡活動事業の実施に関して必要な事項は、理事長がこれを定める。

(改 廃)

第10条 この要綱の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この要綱は、2022年7月21日から施行する(2022年7月21日理事会議決)。

別 表（第 4 条関係）

譲渡対象者の要件

- ① 経済的な問題を抱えず、主体的に終生飼育が可能であること。
- ② 愛情と責任を持って飼養し、虐待・放置・遺棄・再譲渡を行わないこと。
- ③ 犬及び猫の平均寿命は15歳前後であり、20歳以上まで生きることが多いということを理解し、自身のライフスタイルの変化にも対応して、終生飼養すること。
- ④ 飼育できる環境に居住し、賃貸住宅にあっては、書面(賃貸契約書等)を提出すること。
- ⑤ 同居家族全員が飼育に賛成し、アレルギーがないことも確認していること。
- ⑥ 脱走の防止についての説明を理解し、脱走防止対策に努めること。
- ⑦ 譲渡された動物が脱走した場合は、当法人に連絡するとともに、見つかるまで探す努力をすること。
- ⑧ 譲渡費用は、譲渡対象の動物の保護・ケアにかかった必要な医療費等として理解し、譲渡費用を支払うことに同意すること。
- ⑨ マイクロチップの登録を行い、これに要する費用を負担すること。
- ⑩ 当法人との定期連絡を行い、譲渡された動物についての報告を行うこと。
- ⑪ （先住犬・猫がいる場合）すべての動物の不妊去勢手術は済んでいること。
- ⑫ トライアル期間においては、犬・猫が不慣れな環境であることも理解し、配慮のある対応をすること。
- ⑬ トライアル期間中に人又は動物に損害を与えた場合は、その損害の賠償を行い、その他適切に処理解決すること。
- ⑭ トライアル期間中に mismatch が発覚した場合、連絡の上速やかに返還すること。
- ⑮ 自宅からシェルターまでの所要時間が原則として1時間30分以内であること。
- ⑯ 譲渡希望者が60歳以上の場合は、本人の健康状態、譲渡動物の年齢等を総合的に判断し、譲渡の可否を決定することに異議を述べないこと。